高　財　第　５　５　号
令 和 ２ 年 ３ 月 ２ ７ 日

各 局 長 殿

財　政　局　長

令和２年度予算の執行方針について（依命通達）

令和２年度予算については、次により執行することとしますので、高松市予算規則第１１条の規定に基づき、命により通知します。

２年度予算においては、厳しい財政状況ではあるものの、「第６次高松市総合計画」に基づき、２年度からスタートする「第３期まちづくり戦略計画」の重点取組事業に係る各種施策・事業に、財源を重点配分し、特に、「地域共生社会の構築」、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」、「スマートシティの推進」の３つの重要課題に取り組み、この結果、重点取組事業８５事業に、約１９０億円を措置することとしており、一般会計の予算規模は、元年度当初予算額を、１０３億円、率にして６．７パーセント上回る、１，６４２億円となったものである。

歳入においては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税としては増を見込むものの、税制改正により、法人市民税法人税割が税率引下げとなることなどから、市税全体では、減収が見込まれている。

さらに、歳出においては、会計年度任用職員制度の開始に伴う影響や、社会保障経費の増などに多額の一般財源を要する見込みである。

このため、財政調整基金２５億円を取り崩さなければ、収支の均衡を図られないという、極めて厳しい予算編成とならざるを得なかったものである。

また、今後においても、子ども・子育て支援施策の充実や、医療・介護などの社会保障給付のほか、老朽化施設の更新や修繕経費の増加傾向が続くなど、多額の財政負担の増加が見込まれている状況である。

このような厳しい財政状況を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、国の地方財政対策等の動向や税収等の状況を十分に見極め、財源確保を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、施策・事業の、より厳しい取捨選択、事務事業見直しの取組など、更なる効率化に努めるとともに、次の事項に十分留意し、予算を執行されたい。

1　予算執行に係る基本的事項

(1) 市民の市政に関する理解と協力を得られるよう、予算化された施策・事業については、その目標を実現するため、目的意識を持ち、適切に執行すること。

(2) 別に定める「令和２年度予算執行における指示事項」については、特に留意し、その成果が上がるよう、局を挙げて取り組むとともに、適宜、財政課と協議すること。また、全庁的な取組として指示する、「事務事業見直し」対象事業については、速やかに見直しに取り組むこと。

なお、指示事項はもとより、まちづくり戦略計画の策定に係る、重点取組事業の市民政策局長内示の示達にある見直し等についても、財政収支見通し提出時に、その対応状況の経過報告を求めることから、早期に対応すること。

(3) 厳しい財政状況を職員一人一人が十分に認識し、「令和２年度予算編成方針について」（元年１０月４日付け依命通達）、及び「財政運営指針」を踏まえて、適切に対応すること。

特に、新たな財源確保や歳出抑制などの成果については、引き続き予算上のインセンティブを検討していることから、具体的方策を積極的に検討し、実施すること。

(4) ２年度当初予算は、年間所要額を一括計上した通年予算であるため、制度改正や災害等による真にやむを得ないもの、及び当初予算編成の中で協議したものを除く予算補正は認めないことから、年度当初において慎重に予算執行計画を作成し、計画的かつ効率的に執行すること。

(5) 公共事業等の実施に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、労務単価や資材価格の状況について、国等の動向を注視し、早期発注による経費の抑制に努めること。

(6) 繰越事業については、早期完了を目指すこと。

(7) 国・県の動向には細心の注意を払うとともに、関係機関と連絡を密にし、随時、情報が得られるように働きかけること。

特に、国の地方創生に関する施策・事業については、国等の動向に留意し、たかまつ創生総合戦略との整合性を図り、補正などで対応する必要が生じたときは、適切に対応すること。

また、県と連携して取り組む必要がある施策・事業については、積極的に情報交換すること。

(8) 今後、財政負担を伴うことが予想されるもの、及び、予算に見込まれていない経費の執行については、より厳正に対応するため、事前に財政課と協議し、必ず財政審査を受けること。

(9) 「ファシリティマネジメント推進基本方針」（平成２４年９月）に基づき、

市有施設の有効活用や長寿命化を図るほか、施設ごとに策定する中長期保全計画に沿った適切な改修・修繕等に努めるとともに、施設の維持管理経費などについては、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、適切に執行すること。

(10) 「第８次高松市行財政改革計画」（令和２～５年度）に基づき、全ての事務事業について、その必要性だけでなく、効率性や実効性のほか、実施主体の在り方なども検証し､不断の見直しを図るとともに､具体的実施項目については、個別目標の達成に向け、全力で取り組むこと。

(11) 施策・事業の実施に当たっては、説明責任を果たせるよう、議決機関、監査委員の指摘事項や意見のほか、包括外部監査結果の趣旨を踏まえ、厳正かつ適正に執行すること。

(12) 各局の施策・事業については、ホームページや「広報たかまつ」などの媒体を通じて、市民に適時、適切かつ効果的に、わかりやすく情報提供すること。

２　歳入に関する事項

(1) 事業の実施に当たっては、前例踏襲で漫然と予算を執行するのではなく、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、予算編成時だけでなく執行時においても、補助金等の更なる活用を始め、受益者負担の見直しや広告料収入などの新たな歳入確保に、全力を傾注すること。

特に、事業の実施に当たっては、ネーミングライツやクラウドファンディング、企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得を積極的に検討すること。

(2) 国・県支出金については、事業の進捗に応じて概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めるとともに､他の公共団体からの収入金についても、予算執行に応じ、適時の収入確保に努めること。

なお、予算に未計上の、又は、予算を超過した国・県等への事業要望を行うときや、県等からの事業要請を受けたとき、国・県等の補助が措置されなくなったときなどは、速やかに財政課と協議すること。

また、新たな事業の実施に当たっては、積極的に地方創生推進交付金を活用すること。

(3) 自主財源である市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等については、滞納が生じないように留意すること。

なお、分担金及び負担金、使用料及び手数料、雑入については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な額を把握するとともに、特に使用料及び手数料については「高松市受益者負担見直し基準」等に基づき、積極的に見直しを図るなど、適切に対応すること。

３　歳出に関する事項

(1)　人件費については、ノー残業デーや振替・代休制度の活用の徹底、スマイルプランへの積極的な取組、外部委託化などによる時間外勤務の縮減など、計画的に削減に努めること。

また、ＩＣＴ等を活用することで、事務の効率化や事務量の削減を図ること。これにより、時間外勤務手当等の実質的な縮減に努めるほか、会計年度任用職員の雇用は、予算化されていても、必要最小限の雇用にとどめること。

(2) 需用費、役務費その他の一般管理経費については、その節減に努めることはもとより、常にコスト意識を持ち、既存の物品や追加負担なく利用可能なサービス等を最大限活用すること。

(3) 契約事務の執行に当たっては、平成２７年３月３日付け「契約事務等の取扱いについて（通知)」によるほか、入札や見積徴取に際し、市内業者に配慮しつつ、新たな事業者など、より多くの参加を促し、競争によるコスト縮減を図ること。

また、近年、不調・不落が増加傾向にあることから、不調・不落となった際は、その発生要因を分析し、早急に対応すること。

(4) 補助金・交付金については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」（１６年９月）及び「高松市補助金等の見直し方針」（２２年１０月）を踏まえ、補助の目的、内容等を精査し、特に、３年以上見直しが行われていない補助金等については、執行段階において同方針に基づき見直しを実施し、より適切に執行すること。

また、市の外郭団体その他の関連団体に対する補助金等については、外部監査の指摘事項や意見を踏まえ、適切に執行すること。

(5) 投資的経費及び施設修繕料については、事業実施に伴い生じる請負残金等を追加工事や他の事業等において、執行しないこと。

また、投資的経費のうち、補助事業を市単独事業へ振り替えての執行は、原則として認めないので留意すること。

なお、前金払及び部分払については、関係局と十分協議の上、慎重に取り扱うこと。

4　その他に関する事項

(1) 予算の流用については、極力これを避けること。

やむを得ず流用が必要となる場合は、仕様や数量の見直しなどにより捻出した財源から行うこととし、不用額を用いた流用は原則として認めないこと。

なお、光熱水費の不用額を他の需用費で執行することは、厳に慎み、事前に財政課と協議の上、やむを得ないと認められた場合に限り、執行すること。

(2) 予算執行は、配当予算内でなければ執行できないことを、職員一人一人がしっかりと認識するとともに、所属長は適切に管理すること。

(3) この執行方針は、外郭団体及び繰越明許費についても適用する。

(4) 翌年度の国庫補助事業要望等については、事業内容などを事前に財政課と十分協議すること。

(5) 過失による不適切な事務処理等を未然に防止するため、「財務事務マニュアル」（２６年３月）に基づき、財政・会計・契約・財産・債権管理事務について、適切に処理すること。

(6) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響が幅広く及んでいることから、今後の国の動向に注視するとともに、その対応策が示された場合は、財政課と協議のうえ、速やかに対応すること。